

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

### 1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が施行されることに伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなったことから、これらの用語を規定する関係条例の整理を図るため改正するものです。

### 2 改正の概要

（1） 「懲役」を用いた条例の規定について、「拘禁刑」に改めます。

【第1条関係】

- ・ 甲賀市情報公開条例
- ・ 甲賀市みんなのまちを守り育てる条例
- ・ 甲賀市行政不服審査法施行条例
- ・ 甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 甲賀市議会の個人情報の保護に関する条例

（2） 「禁錮」又は「禁錮」を用いた条例の規定について、「拘禁刑」に改めます。

【第2条～第4条関係】

- ・ 甲賀市職員の給与に関する条例
- ・ 甲賀市消防団条例
- ・ 甲賀市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例

（3） この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日である令和7年6月1日から施行することとします。

（4） 罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置及び甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を設けることとします。

【付則関係】

### 3 その他

上位法の改正に伴う用語の改正のため、内容に変更はありません。

改正前		改正後	
懲役	刑事施設に <u>拘置</u> して <u>所定の作業</u> を行わせる。	拘禁刑	・刑事施設に <u>拘置</u> する。 ・ <u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行う</u> ことができる。
禁錮	刑事施設に <u>拘置</u> する。		

※現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされているが、拘禁刑は、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が可能となる。